

經濟論叢

第(十五卷 第五號

- 超帝國主義論の批判と問題点……………静 田 均 1
- 国家独占資本主義と「自由化」問題…松 井 清 24
- オーベル・シュレージェン
製鉄業の創出過程……………大 野 英 二 40
- ソースタイン・ヴェブレン
の資本主義論に関する一研究(一)…中 山 大 66
-

昭和三十五年五月

京 都 大 學 經 濟 學 會

国家独占資本主義と「自由化」問題

松 井 清

一 「自由化」の意義

昨年末以来いわゆる貿易・為替の自由化については、新聞や雑誌の上で、あきるほど多くの議論が繰返えされている。この問題は、最近における最も重要な時事問題の一つであるということができよう。けれどもここでは、そのような時事問題的な観点からではなく、少しく長期的な観点に立つて、自由化問題の資本主義発達史上における意義について考えてみたい。

一口で今日の自由化問題の意義を特徴づけるならば、それは国家独占資本主義の下における自由化であるということである。今日の自由化は、独占以前の資本主義の下における自由貿易とちがった幾つかの特徴をもっている。

第一に今日の自由化は、貿易為替の管理を徹底的に排除しようとするものではなく、また排除しようとしてもそれは不可能であろう。例えばわが国の場合、いうところの自由化は、外貨予算中の自動承制（A A制）品日の比率を増大してゆくことをいみしており、為替集中制や外貨予算制などを内容とする為替管理そのものをなくしようとしているものではない。第二にそれは国際金本位制への復帰のように、一挙に完全な形の自由化を行なおうとする

ものでなく、徐々にしかも不完全な形の自由化を行なおうとするもののようなものである。例えばわが国が昭和五年におこなった金解禁の措置は、国際金本位制への復帰をいみしており、一挙に完全な形の自由化を実現した。經常勘定中の非居住者勘定と居住者勘定、さらに經常勘定のみならず資本勘定も一挙に自由化されたわけである。これに対して今日の自由化は、為替管理制そのものは、これを維持しながら、經常勘定中の非居住者勘定から居住者勘定へ、さらに經常勘定から資本勘定へ徐々に自由化を進めようとしている。

第三に今日の自由化は、ブロック経済を基礎とした自由化であり、一挙にグローバルな自由化を実現しようとするものでない。ヨーロッパ諸国が、自由化にふみ切る前に、ヨーロッパ共同市場、自由貿易連合などのブロックを形成しているのは、その良い例である。わが国の自由化が、新安保体制という政治的・軍事的ブロックを基礎にしているのも、やや形はちがうが、同じ傾向を示すものとみてよいであろう。

第四に今日の自由化は、絶対に自由化しえない地域、すなわち社会主義世界経済を除いて問題となっていることである。そのいみにおいて、国家独占資本主義の下における自由化は所詮完全なものではありえない。

さて独占は本来自由競争の否定から生れ出てきたものである。しかし独占資本主義といえども、それが資本主義である限りにおいて、自由競争を徹底的に排除しうるものではない。独占と自由競争が併存する点に、独占資本主義の特徴が存するということができるであろう。そして独占資本主義のある局面においては独占が強化され、国家権力さえそのために利用されるのであるが、ある局面においては、反対に自由競争の範囲が拡大される。すなわち恐慌、戦争のような局面では独占が強化されるに對し、経済活況や安定の局面においては、むしろ自由化が要求される。今日の自由化は、そのような国家独占資本主義の下における自由化なのである。だからその意義をより深く

さぐるためには、國家独占資本主義について若干の考察を加えることが必要であろう。

わが國の國家独占資本主義の形成の時期については、種々議論があり、必ずしも一致していないが、昭和五六（一九三〇、三一）年の大恐慌以後に求めることが正しいように思われる。もちろんそれが制度的にはつきりした形をとるのは、数年遅れるけれども、大恐慌を契機としてこれを克服するために國家独占資本主義が形成されたことは、國際的にも確認されることである。わが國についていえば、昭和六年には滿州事變の勃発、金輸出再禁止、重要産業統制法の制定など、國家独占資本主義形成のメルクマールと考えられるような、いくつかの出来事がおこっている。そして國家独占資本主義形成の過程において、次第に為替・貿易の管理が強化されていった。最初の為替管理は、昭和七年六月の資本逃避防止法である。わが國の金輸出再禁止に先だつて昭和六年九月イギリスの金輸出再禁止が行われたため、わが國においても再禁止必至との空氣が強くなり、いわゆる「円売ドル買」と称する資本逃避が行われ、九月二十一日から十二月十二日に至る約三ヶ月間に五億一千万円のドル買になった。そのためわが國の金準備は約半減し、昭和五年一月末の十億四千二百万円から、昭和七年一月末の四億三千万円まで、二ヶ年間に約六億円失うこととなった。十二月十二日の金輸出再禁止の行われたのはこのような状況の下においてであったが、この措置によつて金の自由流出は防止しえても、円の逃避は依然継続したのである。すなわち為替・貿易・資本の自由化はまだ維持されていたわけである。だから金輸出再禁止は自由化否定の前提ではあつたけれども、ただちに自由化の停止をいみするものではなかつた。為替投機と資本逃避が行われたため、為替相場は下落し、これに対処するため政府は昭和七年六月に至り、「資本逃避防止法」を制定した。その第一条にはつぎのように書かれている。「政府は内外の情勢に依り資本の内外移動を取締る為必要と認むるときは、命令を以て外國通貨及外國為替

の売買、外国に対する送金、外国通貨を以てする預金取引貸借外国通貨表示の証券其の他の債権の売買及輸入並に外国居住者に対し信用を与ふる行為を禁止又は制限することを得」この法律によつて資本の逃避は一応これを防止することができたけれども、為替相場の落勢は依然止まるところがなかつた。そしてその原因は主として為替投機と無為替輸出であり、これは「資本逃避防止法」を以てしては防ぐことができないため、ここにより包括的な新しい立法を必要とするに至つた。それが昭和八年三月の「外国為替管理法」である。さらに四月には「外国為替管理法に基く命令の件」が公布されるし、昭和十二年一月には「輸入為替許可制」が実施せられて、ここに戦時為替管理制は一層強化された。

これに併行して貿易管理も行われたことはもちろんである。昭和十二年七月の中日戦争勃発の直後八月には、「貿易及び関係産業の調整に関する法律」ならびに「貿易組合法」が公布されている。前者の法律の内容をなすものは、(1)輸出入の制限禁止に関する規定(2)輸出入品の統制に関する規定である。さらに九月九日にいたると「臨時資金調整法」とタイアップした「輸出入品等に関する臨時措置に関する法律」が公布されている。この法律によると、政府は輸出入の制限禁止を省令一本でなしうるのみでなく、国内産業に対しても生産制限を命じ、或いは製造方法にまで干渉することができた。これは国家権力による直接干渉、すなわち貿易管理ということができ得るであろう。

国家独占主義は、恐慌、戦争を契機として形成され、その下に為替貿易の管理制度を伴つた。ところで国家独占資本主義が一度形成されると、それは資本主義の構造となり、戦争という直接の一次的な原因がなくなつたのちもなお維持される。だからそれは、より一般的に体制的な危機の下における資本主義の構造とみることができよう。戦後の国家独占資本主義は、そのようなものとして理解できる。戦争の結果による危機の深化は、とりわけ資

本主義諸国間の不均等發展の激化としてあらわれた。そしてそれは多くの資本主義諸国に深刻なドル不足をもたらしたのである。わが国の場合も、戦争直後の占領軍の直接的支配の時期は別として、いわゆる「經濟自立」が問題となりはじめた昭和二十三年、二十四年頃からこの現象が明確になりはじめた。昭和二十四年十二月一日法律第二二八号をもって制定・公布された「外国為替及び外国貿易管理法」は、このような事態に対処しようとするものであった。この法律はその後数次の改正を経て今日に至っているが、その特徴とするところは、次のような点に存する。¹⁾

第一は外国為替集中制である。民間業者によって取得された外国為替は、特別の場合を除いて、外国為替公認銀行に売却されねばならない。銀行は買いつた外国為替を、一定の規則に従って、外国為替資金特別会計に売却し、その一部のみを自ら保有する。その保有している外国為替も、大蔵大臣から命令が発せられれば、特別会計に売却せられなければならないことになっている。

第二は外国為替予算制である。政府はこの集中した外国為替分配の大枠を定めるため、各半期各に外国為替予算を編成する。個々の為替取引には、原則として、法令の規定に基づく許可・承認・認証・屈出等の義務が課せられている。これらの許可を必要とする行為のうち主なものは左のようなものである。

- (1) 対外支払又は支払の受領
- (2) 外貨建債権・債務の発生・変更・弁済・消滅・移転その他の処分等
- (3) 國際資本移動を伴う証券及び不動産取引
- (4) 居住者と非居住者間の役務契約の締結

(5) 支払手段等の輸出入

(6) 貨物の輸出入

これらのうち(1)から(5)までの管理は狭義の為替管理といふことができよう。(6)が狭義の貿易管理である。このように今日の貿易管理は主として為替管理を手段として行われているので、見方によっては為替管理の一部であるともいえよう。このようにみみの為替管理が広義の為替管理である。

戦後日本の国家独占資本主義は、昭和二十四年末から昭和三十四年末に至る期間、このような為替・貿易管理制度を伴っていた。そのなかからどうして自由化の要求が生れてきたか。それを知るためには、簡単にでもその後の国際・国内状況の推移をみなければならぬ。

(1) 金沢良雄編「貿易関係法」(日本評論新社)一五頁以下

二 「自由化」の経過

国家独占資本主義といえども、経済的自由競争を徹底的に排除するものでないことはすでにのべた。とくに経済が一応の安定をみせる局面においては、自由化の要求が強く前面にもおし出される。第二次世界大戦の終結とともに、資本主義世界が作りあげた国際機関である国際通貨基金や国際復興開発銀行が目標としてかかげるところも、あるいみにおいては、国際経済の自由化であるということができよう。日本は昭和二十七年に国際通貨基金に加入し、昭和三十年にはガットに加盟している。このことは日本経済もまたこれらの国際機関のかかげる目標に賛同し、自由化に協力することを意味しているとみられよう。このように自由化の要求は、戦争直後から存在したのに拘ら

ず、長きにわたつてその実現をばんでいたものは、すでにのべたように戦後における資本主義諸国間の不均等発展の激化であり、より具体的には各国におけるドル不足の存在であつた。各国に深刻なドル不足が存在する限り、対米為替、対米貿易の制限策をとらざるをえなかつたのである。

こうして戦後における自由化の動きは、一応対米制限をそのままにして、ヨーロッパ内部でおこりはじめた。それは一九四八年に成立した欧州経済協力機構（OECE）である。一九四九年七月OECE理事会は、欧州諸国間の自由化を提案している。さらに貿易を裏づける支払機構として欧州支払同盟（EPU）が、一九五〇年九月十八日に発足している。またこれらの協力機構より一層強度な結合として、ヨーロッパ大陸六ヶ国よりなる欧州共同市場、イギリスを中心とする七ヶ国よりなる自由貿易連合の成立したことも周知の通りである。これらの国際機構乃至はブロックは、それぞれその内部における為替・貿易の自由化のためのものであり、一九五八年末に対米自由化にふみ切る前に、その準備として域内自由化においてかなりの成果を収めていたのである。

対米自由化の動きが具体化しはじめたのは、資本主義諸国の内部におけるドル不足が緩和しはじめた時期と一致している。一九五五年五六年の世界経済の活況を背景にして、世界資本主義は、一応の安定をみせはじめた。それは、資本主義諸国間の不均等発展の緩和を背景として、五五、五六年の経済活況の中で、それまで立遅れていたヨーロッパや日本などの資本主義国における技術革新と技術革新に基づく設備投資は急速に進行し、アメリカとの間に存在した生産性の格差を縮小するのに役立つ。他方アメリカにおいては、財政支出中における巨大な軍事支出の比率がたえずインフレーションの潜在的な原因となつて居り、コストインフレが輸出成長に対するブレイキとして働いた。一九五八年におけるアメリカの国際収支は三十四億ドルの赤字を示しており、一九五九年もひき続

き四十億ドルに及ぶ赤字となっている。そしてこれだけの額が、ヨーロッパ諸国や日本の外貨保有高の増加となっているわけである。一九五九年末における主たる資本主義国の外貨保有高をみると、西独五、七八〇百万ドル、イギリス二、七三六百万ドル、フランス一、七二〇百万ドル、スイス二、〇五八百万ドル、日本一、三二〇万ドルといずれもかなりの額に上っている。²⁾一九五八年末ヨーロッパの主要通貨の交換性が回復され、いわゆる為替の自由化が行われたのは、このような状況のなかにおいてであった。その後ヨーロッパにおける為替・貿易の自由化は順調に進行し、一九六〇年現在において、各国の貿易自由化率は、西独対OECC九二%、対米八五%、イギリス対OECC九八%対米九五%、フランス対OECC九〇%対米九〇%、スイス対OECC九一%対米九九%となっている。

一九五八年におけるヨーロッパ主要通貨の交換性回復は、日本経済にとつてもかなりの衝撃となつたけれども、一九五九年中における日本の自由化はまだ遅々たる歩みを示すにすぎなかつた。自由化率は上期三三・三%、下期三一・五%を示すにとどまつたのである。日本がはつきり自由化方針にふみ切つたのは、IMF総会やガット総会における外国からの圧力によるところが多い。すなわち一九五九年九月佐蔵蔵相がIMF総会に出席したとき、日本の輸入制限政策が各国代表からはげしく非難された。また十月ガット総会が東京で開かれたとき、アメリカ代表のジロン国防次官をはじめ多くの代表から同様の主張が繰返えされた。こうした状勢のなかで、政府は十一月十一日「今後の輸入自由化の方針」について発表し、自由化方針はいよいよ実行の段階に入ったのである。次いで十二月末には、輸入品目中の大宗である綿花、羊毛の輸入を昭和三十六年四月かA A制に移行する方針を決定発表している。しかしなんといつても自由化にとって劃期的な意味をもつのは、昭和三十五年一月十二日のいわゆる「自由化宣言」であろう。その内容はまづ為替自由化について、次の六項目の方針を決定している。

- (1) 非居住者自由出勘定の創設
- (2) 為替集中制の緩和
- (3) 海外渡航制限の緩和
- (4) 交互計算対象商社の拡大
- (5) 海外駐在員経費送金の緩和
- (6) 外国向け雑送金の緩和

これらの方針は大体新予算年度のはじまる四月を中心に実行にうつされることとなった。貿易の自由化については、昭和三十四年十一月十一日、十二月二十六日について第三次の自由化措置であり、四三三品目が四月からA A制に移行することとなった。また自由化において一番重要な品目である対米制限六品目について、鉄鋼くず、牛脂ラード（ただし精製ラードは協定税率の改正後）は四月からA A制に移行し、原皮は遅くとも三十五年上半期中に、大豆は十月を目標に自由化する方針が決定された。

そして一番重要なことは、五月末までに自由化年次計画を発表するとの方針が決定されたことである。昭和三十五年上期四〇%、三十六年上期七〇%等の自由化率が云々されているが、この計画によって明確な線が打出されることが期待されている。

- (1) ダイヤモンド社編「貿易自由化は日本経済をどう変えるか」一三頁以下
- (2) 広田弘雄「貿易・為替自由化への提言」(エコノミスト三月一五号四一頁)

三 「自由化」の問題点

自由化計画がまだ明確でない現在、自由化の将来について軽々しい見通しを行うことは、責任ある態度であるとはいえないであろう。そこでここでは自由化の内容にふれ乍ら、おこりうべき問題点を指摘することにとどめたい。

まづ貿易の自由化から始めよう。すでに指摘したように、今日問題となつてゐる貿易の自由化は、貿易に伴う為替管理の自由化である。今日までの貿易の管理は、旧い時代のように関税を以て幼稚産業を保護するといつた意味のものではなく、為替の管理を通じての貿易の管理なのであるから、貿易自由化といっても昔のいわゆる自由貿易ではなく、為替管理の自由化である。そしてすでに明らかであるように、自由化は、外貨予算資金割当品目と自動承認品目のうち、後者の自動承認品目の比率が増加することである。これによつて原料品、半製品、完製品品の輸入が各業者にとつて自由となるわけである。こうした措置が可能となつたのは、いうまでもなくわが国の外貨保有高が豊富になつたためである。だから今後経済成長の過程において、あるいは景気変動の過程において、国際収支の状況が悪化し、外貨保有高が減少するような事態がおこると、自由化は停滞乃至後退する恐さえある。一般に高度の経済成長は、他の条件を一定とすれば輸入需要を増加する傾向をもつてゐる。だから輸入の増加に依りて輸出もまた拡大するのでなければ、自由化を推進することが困難となる事態も考えられる。政府は現在所得倍増十ヶ年計画を作製中であるが、この計画においては高度の経済成長率が予定せられてゐる。所得倍増計画と自由化計画との関連について正確な測定が必要となるであろう。

現在の自由化は一九五八年五月以降の経済活況のなかで着手せられた。この点が、一九三〇年の経済恐慌のなか

で行われた金解禁による自由化と異った点である。また現代の景気変動は、國家独占資本主義の下において、かなりその発現形態を変えている。國家権力を媒介とする景気対策は、景気の波をちぢめ、戦後の資本主義は、また戦前のような深刻な古典的恐慌を経験していない。しかしこれを以て恐慌がなくなったなどと速断することは誤りである。資本主義である限り、景気変動は避けうるものではない。また國家権力を媒介とする景気対策も次第にその力を失つてきつつある。國家の財政負担には限界があるからである。とするならば、その時期を明確に示すことは与えられた材料からは不可能であるとしても、経済活況は必ず近いうちに不況に転化すると考えなくてはなるまい。そうした不況の時期には、輸出の不振によって外貨事情が悪化する事態も考えられる。自由化計画を立案するに當つては、能う限り正確な景気の見通しをもつことが要求せられる。このように景気変動の過程において自由化政策のテンポは早められたり、あるいは停滞することがあるけれども、わたくしがここで強調したいと思うことは、そのいづれにしても、背景に為替管理が存在し続けるであろうということである。今日の自由化が國家独占資本主義の下における自由化であることを知るならば、それは当然のこととして理解されるはずである。

次に貿易の自由化と個々の企業との關係について考えよう。貿易の自由化が、これまで為替管理の下で温室的な保護をうけていた日本の企業を、世界的な競争にさらすことは、人々によって指摘せられている通りである。経済的合理主義の原則に従つて、個々の企業の體質改善が達成せられるとして、極めて樂觀的な見解をとる人もあるが、問題はどのように簡単ではない。自由化の結果、企業の優劣の格差が明確となる場合、比較的劣位にある産業、すなわち國際競争によつて打負かされる産業のなかには、日本經濟の雇傭問題において重要な役割を果しているものがある。これらの産業については、関税その他の方法による保護が要求せられるであろう。すでに幾度か指摘して

いるように、今日の貿易自由化は、為替管理からの解放であるから、必ずしも関税政策と矛盾するものではない。昔の自由貿易が保護貿易と対立していたのと比較して、この点で今日の自由化は異なっている。尤も関税政策にも限界はある。すでにガットに加入している日本経済は、産業保護のため関税率を引上げるとしても、そこには自ら限界が存するからである。昭和二十六年に決定されたわが国の関税率は、国際的にみて低関税のうちに数えられて居り、その他にも数々の不備な点の存することは、広く知られている通りである。自由化の進行とともに、関税改正が、一つの重要な問題となるであろう。

為替自由化の内容は、經常勘定の自由化と資本勘定の自由化にわかれる。經常勘定は、貿易勘定と貿易外勘定という區別をおこなうこともできるし、非居住者勘定と居住者勘定という區別をおこなうこともできる。一月十二日の自由化宣言において、貿易勘定のみならず、貿易外勘定の自由化も早急に実現する方針の決定せられたことはすでに述べた。また自由化が非居住者勘定から次第に居住者勘定にも及んでゆくであろうことは、ヨーロッパの例をみても明らかである。ここで問題は資本勘定の自由化であろう。經常勘定の自由化が、「外国為替及び外国貿易管理法」および「外資に関する法律」の改正を必要とせず、ただその運営の仕方を若干変更することによって可能であるのに対し、資本勘定の自由化は、これらの法律の改正を必要とするといういみにおいても問題である。また現在の段階において、資本の自由化という場合、主として外国資本の流入が問題となるのであるが、外資の導入が、日本経済にどのような影響をもつかということが重大な問題となる。外国投資家による株式取得の自由を限界を現存の五—八%から一〇—一五%に拡大するといった案が考慮中であると伝えられている。人によつては、こうした外資導入の自由化が、日本経済を外国に従属せしめるであろうとの見解をとるが、またそうした作用を軽く評価し、予想され

る外資導入の規模は大したものでなく、日本経済の従属化など問題とならないとの見解をとっている人もある。この二つの見解のいづれか正しいかについて結論を与えることは、現在の段階では不可能であり、ここではこうした二つの見解が存在するということを指摘するにとどめよう。

(1) 野村証券調査部「資本取引自由化と株式市場」参照のこと

四 「自由化」と諸階級

自由化の影響は、すでに現われているものもあるし、また将来あらわれるであろうと予想されるものもある。それらを含めてここに簡単な考察を加えることにしよう。

ダイヤモンド社発行の「貿易自由化は日本経済をどう変えるか」は、自由化による影響を、後進型産業（農業、鉱業など第一次産業）、国際水準型産業、成長過度期型産業、過当競争型産業に分類して考察しており、きわめて興味ぶかい。また日本興業銀行調査部は、「貿易自由化と主要産業」という有益な調査をおこなっている。ここでは、これらの調査を参考にしながら、やや視点を異にした観察を行つてみたい。

独占資本

今度の「自由化」が、外国の圧力と国内の独占資本のイニシアティブで推進されつつあるという見解が一部で行われている。この見解はそれ自身誤りではないが、より正確を期するためには若干の説明を必要とするであろう。たしかに金融力の強い巨大企業は、コストの点においても国際的な競争力は強い。けれどもここで一口に独占資本といわれる企業のうちにも、色々の種類が存在する。例えば繊維産業と鉄鋼業のちがいを考えてみればよい。繊維

産業は、ダイヤモンド社の分類によれば、過当競争型産業のうちに加えられている。コスト面、価格面においては、古くから十分な国際競争力をもっており、常に自由貿易の旗手であったことは人の知る通りである。だからここでは、自由化の結果、過当競争が問題となり、慢性的な設備過剰をどう調整するかの問題が一層重大化するのである。鉄鋼業の場合は、コスト面では大抵国際水準なみであり、ダイヤモンド社の調査も、国際水準型産業のなかに分類している。比較生産費の系列について考えれば、鉄鋼業は比較的優位の産業と比較的劣位の産業のボーダーラインに位置するといつてよいであろう。戦前においては、政府の保護の下にはじめて存立を保っていた鉄鋼業が、今日自らの力によつて立ちうるようになったのは、戦後における設備更新による体質的改善の結果であるといふことができよう。自由化の結果わが国の鉄鋼業が、どの程度まで輸出産業として外国市場に進出しようかという点が、自由化の成否にとつて一つの岐路になるとも考えられる。このように等しく独占企業といつても、その内容は必ずしも同じではない。そうしたちがいを考慮に入れるならば、独占資本が自由化の推進者であるとする見解はやはり正しいといふことができよう。

中小企業

一口に中小企業といつても、そのなかにはきわめて多くの種類が存在し、それらに対する自由化の影響は必ずしも同じではない。一般に自由化は中小企業にとつて不利であるといふことが指摘されているが、中小企業のなかにも、比較生産費の系列で優位に位するものもあり、そうした産業は自由化によつて外国市場への一層の進出が期待されている。たとえばトランジスタ・ラジオ、ミシン、カメラなど機械工業の一部がそれである。しかし機械工業や化学工業の多くは、ダイヤモンド社の調査が、成長過度期型産業に分類するものに属し、自由化の結果外国

からの競争に直面すると、かなりの困難が予想される。さらにこれまで十分な国際競争力をもつとされていた繊維工業や鉄鋼業についても、それは同じ産業のうちでも大企業にのみいいうることであり、中小企業については当らないことがある。昨年十二月二十六日、綿花・羊毛の昭和三十六年四月よりのA A制移行の方針が決定されたとき、中小繊維業者から強い反対運動が行われたことは、その間の事情を物語るものである。自由化が大資本による中小資本の系列化を生み、中小企業中のあるものの没落を生む傾向をもつことは、何人も否定しえないところであろう。自由化に賛成する人達の間にも、それに併行して中小企業の体質改善に対する政策的な施設を要求する声が強くなりつつある。

農 業

米、麦、大豆など農産物の多くは、価格面において、国際価格をはるかに上廻っており、国際競争力は極端に弱い。だから自由化の一番遅れる部門、或いは自由化の不可能な部門であるとされている。極端な経済的合理主義を主張する人達の間には、この際農業における若干の犠牲を忍んでも、自由化をおしすすめることが、日本経済の將來にとって望ましいとするものがある。しかしこのような極端な工業化は十九世紀のイギリスをのぞいては、殆んど実現していないことをみても明らかのように、そう簡単に実行されうるものではない。それは農業や鉱業などの第一次産業が、雇傭面においてきわめて重要な役割を果しているからである。雇傭問題をひきおこさずに、いかにすれば農業の生産性を引上げるかが將來の問題として残るであろう。自由化はその問題が解決されてのちのことに属するのではないであろうか。

労働者階級

労働組合や革新政党は自由化に反対の意向を表明している。その理由としてかかげているところを見ると、自由化政策が安保条約の改訂と一セットであること、アメリカかなのおしつけで自主的に決定された政策でないこと、必然的に低賃金政策をもたらすであろうことなどである。政治的な問題を一応別として、ここでは自由化の労働者階級へあたえる経済的な影響として次の点を持論しておきたい。自由化は必然的に国際競争を激化する。その当然の結果として産業合理化政策が強行される。産業の合理化は、設備改善などの方向をもとりうるが、低賃金政策、労働強化、首切りなどの方向も考えられる。人によっては、設備改善などの方法によってコストダウンに成功するならば、低賃金政策を伴わずして、労務費の切下げが可能であり、各企業は自由化の下でその方向に努力すべきであるとの主張をするものがある。このような主張は、抽象理論としては可能であろうが、問題は、今日の資本主義経済の下において果してそのような対策が可能であるかどうかであろう。自由化が現実にとどのような影響をあたえ、どのような対策をもたらすかということは、もちろん個々の産業において異っている。それによって労働者階級のこれに対処する仕方も当然異ったものでなければならぬ。窮極において自由化反対という結論に到達するとしても、それは常に具体的な経済的要求と結びつくのでなければ、有力な発言とはなりえないであろう。

- (1) ダイヤモンド社編「貿易自由化は日本経済をどう変えるか」一一三頁以下
- (2) 日本興業銀行調査部「貿易自由化と主要産業」